

アンシャン・レジームにおける農村共同体

森 岡 邦 泰

はじめに

フランスのアンシャン・レジームの農村について、従来わが国で行われてきた研究の多くは、農民の階層別の土地所有の実態や経営規模の分析に主眼点が置かれ、前資本制生産様式を支えた農村共同体には二次的な関心しか払われていなかったように思われる。したがって、農村共同体に言及されることがあっても、絶対王政統治機構の一部であるとみなされるに止まり、共同体内部の分析までには至らなかった。本稿の課題はまずこの空隙を埋めることにある。

また、フランスでは中世以来の共同体の影響が現在もおお根強く残っている。鯖田豊之氏が主張されるように、共同体のこの安定性を理解することは、今日の社会を知る上でも有益であるに違いない¹⁾。実際、フランスのコミューンの総数は14世紀の昔から、少なくとも1954年に至るまで、大きな変化がない。フランスでコミューンの統合が成功しないのは、コミューンの側にそれを妨げる強力な内部結合性があるためだと考えられる。本稿は、それをアンシャン・レジーム期に探ることを課題としている。さらに、「住民はほとんど無知で無教育の農民の群以上のものではなく、地域問題をまったく処理することができなかった²⁾」というトックヴィルの主張とは違い、実際は、如何に有能に地域問題を処理する能力を共同体がもっていたかをも、以下の行論で明らかにすることになるだろう。

1) 鯖田豊之『封建支配の成立と村落共同体』未来社、1962年。

2) Alexis de Tocqueville, *L'Ancien Régime et la Révolution*, Paris, 1850, P. 119.

いわば「局地的小宇宙」³⁾である共同体の構造を分析するにあたって、本稿では、まず共同体を支える土地所有関係、共同体規制を概観し、ついで、共同体の行政・財政活動を検討することにする。

I 農村共同体の経済的基礎

フランス農村は、北部の三圃制の地域と、南部の二圃制の地域に、あるいは開放・長形耕地、開放・不規則耕地、囲い込み地の地域に分類されてきた⁴⁾。農村共同体の在り方に関係のある集落の形態からは、西部の散村地域、ブルゴーニュ、ピカルディ、ロレーヌなどの集村地域、南部の、都市に類似した村落をもつ地域に分けられるだろう。本稿では社会性 *sociabilité* が強く⁵⁾、農村共同体として堅固な構造を有し、強制共同放牧などの共同体規制が強い集村地域の中から、主にブルゴーニュ地方を取り上げ、社会性、共同性の程度が高く、行政機能が発達している南部のうちから、プロヴァンス地方その他を考察する。南部ではあらゆる住民共同体が、多くの場合、何らかの形式の選挙に基づく治政権を備えた行政当局を持ち、それが国家の中に形式的には位階的に組み込まれているので、都市と農村との区別が困難である⁶⁾。

1. 土地所有と「よそ者」

農村共同体の土地は、個人の私有地と村落の共同所有たる共同地に分たれる。ブルゴーニュ地方では輪作に従う耕区 *finage* に対して、個人所有下にある菜園、囲い込み地や居住空間も含めた村の領域を厳密に区別し、地図の上で、十字形の印などで表わされた⁷⁾。それは個人の生活圏を共同体の強固な枠組の中

3) 大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波書店、1955年、43ページ。

4) マルク・ブロック『フランス農村史の基本性格』河野・飯沼訳、創文社、1959年、第2章。

5) J.-P. Gutton, *La Sociabilité villageoise dans l'ancienne France, solidarités et voisinages du XVI^e au XVIII^e siècle*, Paris, 1979, Chap. 1.

6) M. Agulhon, "La notion de village en Basse-Provence, vers la fin de l'Ancien Regime", *Actes du 90^e congrès national des sociétés savantes*, Nice, 1965, Tome 1, pp. 277-301.

7) P. de Saint-Jacob, "Etudes sur l'ancienne communauté rurale en Bourgogne", *Annales de Bourgogne*, 1941, p. 187.

に組み込んでおくのに役立つだろう。

アンシャン・レジームでは領主所領の分散的性格が強かったとはいえ、一所領が共同体の領域とたまたま一致していたり、いくつかの村落を包み込む場合には、均一な領主権が共同体全体に課されることになる。従って、住民を共通の利害関係の下におくことになり、共同体の枠組を保持する方向に作用するだろう。後にとりあげるプロヴァンス地方のルールマランはこれに当たる。またマンモルトが残存している地域（ブルゴーニュ、ニヴルネなど）でも、領主所領が同様の作用をもっている。

ところで、周知のようにアンシャン・レジーム期のフランスでは、農民層の両極分解が不断に進行していたが、土地を集積した村外のラブルールやブルジュワは、「よそ者」forain として共同体に立ち現れるようになる。

北部では「よそ者」は共同体にとって敵対者である。「よそ者は——この言葉が指している者はもはや共同体に属さないということを、よそ者という用語が十分物語っている——村域に耕作しに来る。……住民の単一性が碎かれる。なぜなら住民の単一性こそが共同体の存在に第一に必要なものであり、主要な条件であるから。」⁸⁾ブルゴーニュ地方のコルゴロワンでは土地が「どこも住民のものではなく」「よそ者」のものになっている。チュルニーでも、400ソワチュール（約137 ha）の牧草地在6ソワチュール（約2 ha）を除いて完全に「よそ者」のものになっている。しかし「共通の居住地から生まれる連帯性の強力な意識をもって、侵入に対し精力的に防衛する。」⁹⁾

このようなブルゴーニュ地方の農村共同体の「よそ者」に対する警戒心は課税の問題に起因している。対人タイユ税の同地方では租税が所有者・経営者ではなく、居住者の共同体にかかるからである。対人タイユ税の総額が一括して共同体に課されてから、共同体で割当てるので、租税を各人に村外の土地所有

8) P. de Saint-Jaub, *Documents relatifs à la communauté villageoise en Bourgogne*, 1962, Paris, p. VXIII.

9) P. de Saint-Jacob, *Les paysans de la Bourgogne du Nord au dernier siècle de l'Ancien Régime*, Paris, 1960, p. 85.

者の存在が、村内の住民の負担を重くする。ブルジョワや大土地所有農民は連帯責任を嫌って、しばしば都市へ逃亡した。それで、次のような不満がよく史料に現れるようである。

「耕区に土地を持ち、この地の隣人であるよそ者の大半はマヌブリユに家を賃貸し、世襲地は自分で耕作し、自分の居住地に収入を持ち去ってしまうのです。それで当地の住民は耕作すべき土地がなく、ラブルールよりもマヌブリエのほうが大勢いることになるのです¹⁰⁾。」

だから「村の全歴史はよそ者に対する長い戦いでもある。」革命前夜に至るまで多くの農村共同体が告発している。「よそ者は住民をマヌブリエにしてしまうのだ。」¹¹⁾

「よそ者」がどのような階級であるかは差し当っては問題ではない。ブルゴーニュ地方の場合、「よそ者」が共同体を解体させる方向の力を持っていることをここでは確認しておけばよいだろう。

南部は対物タイユ税の地域であるから、租税の課税標準は土地である。その正確さの問題は措くとしても、対人タイユ税の地域のように、税負担の不公平に起因する「よそ者」にまつわる問題が、それほど重要性をもたないことが予想される。実際、プロヴァンス地方のルールマランでは表5からわかる通り、「よそ者」の所有する経営地は問題にするにあたらぬ。ピレネー地方でも似たような状況のようだ。表1に出てくる教区では概して10%から20%である。そもそも所有面積の割合に関係なく、ブルゴーニュ地方で聞かれるような嘆きが聞こえてこない。制度の違いからか、共同体解体の要因としては登場してこないのである。「よそ者」は、表2でわかるように、所によって大ラブルールであったり、貴族、聖職者等であった。

ラングドックのある共同体では、「よそ者」が共同体の一員として、コンスル職を占める例もある¹²⁾。総じて「よそ者」が共同体に敵対する構図は、南部

10) *Ibid.*, p. 128.11) *Ibid.*, p. 515.12) G. Fournier, "Sur l'administration municipale de quelques communautés languedociennes de 1750 à 1791", *Annales du Midi*, 1972, pp. 459-481.

ではあまり見受けられない。

表 1

教 区	所有者の平均土地面積	%
Gayan	9.71	14.0
Azereix (1632)	15.61	13.1
Baret	12.29	22.0
Azereix (1692)	22.11	20.3
Siarroux	20.71	57.0
Berrac	18.82	12.5
Ossun	8.80	1.0
Lanne	27.36	4.0
Odos	14.00	51.0
Arereix (1767)	16.32	14.7
Juillan	12.54	14.0

面積の単位はジュールノー

1ジュールノー=0.2243 ha

%: よそ者の占める土地の面積を教区の住民の占める面積の百分率で表したもの

Gayan は1632年頃の史料

Bazet は1690年代

Bernac, Ossun は1720年代

Lanne, Odus, Julian は1760年代

出典 Anne Zink, Azereix, la vie d'une communauté rurale à la fin du XIII^e siècle, Paris, 1969, p. 157.

2. 共同体諸権利・諸規則

ここでは刊行されている一次史料を用いて農村共同体の内部結合性、社会性という観点から、共同体規制のもつ意味を指摘したい。共同体規制は南部の開放・不規則耕地の地方では、北部の長形耕地地方ほど、厳密に行われたことはない。そこで本稿では、北部の共同体規制と王権のあり方に若干触れてみることにしよう。共同体の観点に立つ限り、それで十分だろう。

王権は18世紀中葉から、フィジオクラシーの影響を受け、農

村共同体保護策から経済自由主義に基づく新農法の推進に転換し、共同地分配策をすすめた。分配の仕方は共同体に委ねられたが、住民集会で、富者と貧者がしばしば対立した。なにしろ、「牧草地、沼地、泥炭地、森に対する権利を共同で享受することは、村民集産体の連続性と永続性の基礎である」¹³⁾ からである。

輪作にも、農村共同体の連続性と永続性の基礎としての意味を見出すことができるだろう。ブルゴーニュ地方について述べられた次の見解は、多かれ少なかれ輪作を行っている地域に妥当するものと思われる。すなわち、「畑のモザ

13) J. Jacquart, "Réflexion sur la communauté d'habitants", *Bulletin du Centre d'histoire économique et sociale de la région lyonnais*, no. 3, 1970, p. 23.

表 2

田 園 地 帯						
教 区	マ ナ ン			紳 士, 貴 族		
	数	面 積	%	数	面 積	%
Gayan	38	117.30	73.4	2	4.25	2.7
Arereix (1632)	61	237.50	89.2			
Bazet	7	20.00	17.5			
Arereix (1692)	83	412.86	100.0			
Siarrouy	78	332.25	56.3	18	253.80	43.0
Berrac	36	90.50	58.4		14.43	9.3
Ossun	17	22.60	100.0			
Lanne	25	88.07	44.9	1	105.80	54.0
Odos	123	444.00	30.7	17	446.30	33.8
Arereix (1767)	100	271.50	74.9	6	91.00	25.1
Juillan	54	680.25	51.3	5	243.50	18.4

Tarbes						
教 区	マ ナ ン			紳 士, 貴 族		
	数	面 積	%	数	面 積	%
Gayan	1	7.25	4.6	1	31.00	19.3
Azereix (1632)	1	28.75	10.8			
Bazet	3	35.10	30.8	11	59.00	51.7
Azereix (1692)						
Siarrouy				1	4.00	0.7
Bernac				3	50.00	32.7
Ossun						
Lanne				1	2.12	1.1
Odos	6	23.00	1.7	21	408.00	30.9
Azereix (1767)						
Juillan	1	13.50	1.0	8	388.00	29.3

1. 居住地。

面積の単位はジュールノー。

%は面積の百分率。

出典 Anne Zink, *op. cit.*, p. 158.

イク状の巨大な全体が意味するものは、共同の秩序が農作業において君臨しており、非難なくしては自由へ向かう個人的企てを寛容しないということである。干草の刈取り、収穫、ぶどう摘みは全体の決定に基づいて開始される。……畑仕事は協同組織と相互援助に包まれている。……土地や村から湧きおこる集団心性は大革命まで農村の公共精神についての歴史を支配するだろう。……隣人 vicini の伝統的結合は、今日の市町村が知らないような活力をもって現れる」¹⁴⁾。

住民は生産力の観点からも輪作を要求したのである。「各人がそれぞれの地条に様々に種をまくことは……全体の利益を損います。……二圃制あるいは三圃制で耕区の地条が規制されることを懇願するものであります。なぜならそれが当該共同体の利益に最も適っているからです。」(1660年フランクソ)¹⁵⁾ ここでは1670年まで輪作が実施されておらず、播種が自由に行われていたのであった。グラノンでは1783年、共同体が、二圃制よりも三圃制のほうが有利なことを説き、その必要性を強調する際、挙げた理由は「第一に肥料が不足している」、「第二に今年播く地条の所が最も広く収穫が少ない。以前利用しすぎて土地がやせてしまった」、「最後にこれが最大の理由の一つだが、隣の州で三月播きが大幅に実行されている」¹⁶⁾最後の理由は局地的な市場の成立を暗示している。

ここで肥料不足が挙げられたことは、当時の生産力の低さを裏書きしている。18世紀中葉から飼料作物が先進地帯で導入され、耕地内での栽培が試みられつつあったとはいえ、全般的にはまだ共同放牧と輪作の結合こそが施肥と家畜飼育の両方を同時に充足する最も生産的な方法なのであった。つまり、史料が物語る輪作の必要性は、当時の生産力水準が規定したものであり、その輪作が共同作業を要求する。そして共同作業から共同体の社会結合性を保証する共同精神が生まれる。下部構造と上部構造の見事な照応といえよう。この関係が緩み、農民が共同慣行から抜け出してくるのはようやく19世紀になってからである。

14) P. de Saint-Jacob, *Documents*……(*op. cit.*), Paris, 1962, p. XI.

15) *Ibid.*, pp. 116-117, Arch. dep. Côte-d'Or, B² 674/1.

16) *Ibid.*, pp. 119-121, Arch. dep. Côte-d'Or, B² 626.

II 農村共同体の行政

農村共同体は王権や領主権の支配を受けながらも、共同体の生活・労働に関わる多くの業務を自分の決定に基づいて行う自律性を一定程度有していた。共同体が時には成員に保証した一種の社会保障が、中世的なのかあるいは近代的なのかを決定することは難しい問題である。ただ一つ確実なことは、共同体は内部で生じる様々な問題に対応せねばならなかったし、またその能力を持っていたということだ。行政組織、行政機能に関しては、その最も発達したプロヴァンス地方を中心にとりあげ適宜他地域を参照しつつ、その性格を明らかにしていくことになる。

1. 共同体の意思決定——集会

集会は共同体の最高決定機関である。南部では村役人の委員会が実質的に集会の代わりを果たしていることが多いとはいえ、その場合でも重大事案については集会が開催されることがあった。

「集団生活を象徴するのは村の集会である。あらゆる決定の主人である集会は、アンシャン・レジーム末期まで、団結の最も活発な要素であるだろう。その消滅は共同体それ自体の衰退を表すだろう。それは集団の全生活を支配するか、少なくともそうする合法的権利を持っていた。集会はタイコ税について決定を下し、訴訟に同意し、共同労働について討議する。……ずっと前から集会はその権限の一部を、総代と呼ばれる代表に委ねているが、しかし、この代表者は事を運ぶのに実際には最高決定権をもつ集会の意見を絶えず採用しなければならない。」¹⁷⁾

集会は、日曜日のミサが終わった後、教会の前、楡や樺の木の下や墓地で開かれることが多かった。村役人、司祭、領主役人などが召集したが、地域、議題、領主や王権との力関係によって集会の召集者は異なった。たとえばアンジュー

17) P. de Saint-Jacob, *Documents*……(*op. cit.*), pp. XI-XII.

地方では地域行政については所領の役人が、財政問題についてはジェネラリテの地方監察官人がイニシアティブをとった¹⁸⁾。ブルゴーニュ地方では、集会の議事が厳密に村に関係する事柄の時は、共同体の代表者が召集したが、共同地や耕作、ぶどう摘みなど、領主の利益にまつわることが議題になる時は領主が召集した。プロヴァンス地方のルールマランでは、集会の召集は共同体の代表者たちが構成する委員会による。

一般的には、集会は平均して年6回から16回ほど行われたと言われる¹⁹⁾。議事は共同生活に関するすべての事柄にわたる。集会に参加する資格があるのは、課税台帳に名前が記入されている家長 *chef de famille* である。史料は参加者を「共同体という団体の最も大きく健全な部分を代表するすべての住民²⁰⁾」などと形容した後、出席者の名前を列挙するのである。この表現は大体どこでも似かよっているようであるから、その意味をピレネー地方のアズレックスを例にとって検討しても大きな不都合はあるまい。「人々の最も大きく健全な部分」と形容された1764年の集会の参加状況を第3表から知ることができる。土地を多く所有する富裕農民は大抵参加し、ブラシエでも比較的 land を多く所有している者は出席率が高い。所有面積が4ジュールノ以下になると出席者はまばらになってくる。

ムニエによれば、この「最も大きい」というのは、最も強大な、つまり最も考慮に値するという意味で、投票者の数ではなく質を表わし、「最も健全な」というのは、最も理性的で神の欲する理法に最も適しているという意味であって、この表現全体は住民の大多数を表わしているわけではないという²¹⁾。多くの土地をもつ富裕な者こそが、教育もあり、従って良識ある理性的な人間と考える18世紀の通念と、表3の結果は整合している。無産者が、市民のカテゴリ

18) R. Boizard, "Les communautés rurales sous l'Ancien Régime", *Mémoire de l'Académie des sciences, belles-lettres et arts d'Angers*, v. 5-6, 1983, p. 42.

19) R. Mousnier, *The Institutions of France under the Absolute Monarchy 1598-1789, Society and the state*, Chicago, 1979, p. 551.

20) P. de Saint-Jacob, *Documents*……(*op. cit.*), p. 109, Arch. dep. Côte-d'Or, III H 699.

21) R. Mousnier, *op. cit.*, p. 533.

ーに入ってくるには、19世紀を待たねばならない。つまり有産者による寡頭制支配の色彩を帯びていたのである。従って、当然にも浮浪者や、洞窟居住者には出席する権利はない²²⁾。

このように集会への参切者は、比較的富裕な者に偏っていた。それでは集会はどの程度住民の関心を引き、住民全体のどの位の割合の意見を反映していたのだろうか。その例を北部ではイール・ド・フランス²³⁾、南部ではピレネー、ラングドックの共同体について検討してみよう。

まずイール・ド・フランスでは、ボワソィの1628年2月の集会の署名数は30であり、1642年のタイヌ税に関する集会でも署名は19にすぎず、出席は7人だった。ボワソィ＝スリヨンでは戸 *feu* の数が120 (1620—40) であるが、検討された51通の文書のうち、出席者の数は5人から37人、署名は5人から37人に過ぎない。ヴィルジュイフでは、戸数が150以上あるが、1601—62年の18通の文書を見る限り、出席者の数は9人から69人、署名は7人から69人である。出席者の数は議題に対する住民の関心の度合に依存する。実際、サン＝ブラン（戸数は120）において、共同体の自由地の権利のために為された宣言の討議には、90人ももの出席者を集めた。ヴィルジュイフでも、道路の舗石工事の補足的なタイヌ税の徴収を決める集会には30人の署名があり、タイヌ税に関して行われた集会では47人の署名があったのに（1648年）対し、古い司祭館の譲渡については14人の署名があったにすぎない（1646年）。

ピレネー地方のアズレックスでは、1682年8月、国王命令で供出する牛に関する集会では、あまり興味深い問題ではなかったのか、出席者は39人だった。1764年の台帳の改正に決める集会でも、出席者は84人に止まった。表3からわかる通り、アズレックスにおいて、出席する資格をもつ者は142人（1767年）であるから、出席者は半分程度というところである。

22) 共同体の成員と認められるにはブルゴーニュ地方で、*droit d'habitantage* と呼ばれる一種の入会金を要した。P. de Saint-Jacob, *Documents*……(*op. cit.*), p. XI, p. 131.

Arch. dep. Côte-d'Or, dépôt. des arch. communales des Baigneux.

23) J. Jacquart, *La crise rurale en Ile de France, 1550-1670*, Paris, 1974. pp. 559-561.

ラングドック地方のゲヴォダンでは、16、17世紀にはすべての家長が財産の区別なく召集されたが、18世紀に入ると次第に大土地所有者の寡頭制支配が明瞭になってくるという。出席者は1763年7月の集会で22人であり、これは全体の33%にあたる²⁴⁾。

集会の参加者が有資格者の半分程度で、しかも富裕層に偏っていることが以上から確認できた。一部の地域では直接民主主義が実施されたと説く論者もいるが²⁵⁾、多くの論者は、富者による寡頭制支配への傾向を指摘している。共同体が直接民主主義的に統治されていたにしろ、有産者の寡頭制支配に服していたにしろ、住民による共同体の意思決定の存在は、ここに政治空間と公共次元を出現させていた点ではかわりない。

2. 代表者の選出

共同体の行政組織、代表者の選出形態は地域によって異なる²⁶⁾。大まかに言って、北部のパリ盆地の行政組織は原初的で、総代 *syndic* と呼ばれる代表者を戴いているが、本当のコミュニヌ組織は都市、ブルグにしかみられない。これはベリー、オルレアン、イール・ド・フランス、ソワソネ、ピカルディの諸地方に広がっている。

これに対し南部のプロヴァンス、ラングドックなどの諸地方では、本物の制度的な行政体をもっている。代表者としてコンスルと呼ばれる何人かの行政官を中心に、書記、下級役人などが行政体を構成している。

一般的に言って、北部では総代は集会の発声投票で選ばれる。そして多数決で決められた決議を実行する任を負う。総代は行政官ではないので、集会の議事録を認証する資格がない。議事録は公証人か判事の認証を必要とする。総代

24) R.-J. Bernard, "Les comunautés rurales en Gévaudan", *Revue de Gévaudan* n°. 17, 1971, p. 136.

25) R. Boizard, "Les comunautés rurales sous L'Ancien Régime", *Mémoire de l'Académie des sciences, belles-lettres et arts d'Angers*, t. 5-6, 1983. J. Jacquart, *La crise...*(*op. cit.*).

26) M. Bordès, *L'Administration provinciale & municipale en France au 18^e siècle*, Paris, 1972, chap. 8.

表 3

名前	番号	I	II	III	IV								
					(a)	(b)							
M. Dulong	1	190-27	L	I									
S. P.	2	76.52	L	N	2								
M. de N.	3	76.01	L										
P. S.	4	65.25	L	I		1							
J. O.	5	59.31	L			1							
J. H.	6	52.79	L	consul	1	1							
J. C.	7	52.01	L	I									
F. P.	8	51.76	L	I									
G. B.	9	47.57	L				1						
J. L.	10	47.28	L	N									
J. G.	11	46.31	L	N			1						
Sr. F.	12	46.28	L	N	2								
L. B.	13	45.83	L										
R. F.	14	44.53	L	I									
J. P.	15	45.65	L	I	1								
A. B.	16	43.02	L	I	1								
A. C.	17	42.77	L	I			1						
J. T.	18	42.00	L	I									
J. C.	19	41.06	L	N									
A. T.	20	38.50	L	I	1								
P. L.	21	37.77	L	N									
M. P.	22	36.30	L	consul	1								
M. I.	23	36.29	L										
J. C.	24	36.06	L							I			2
A. B.	25	35.30	L							I			
J. N.	26	35.30	L							consul			2
J. M.	27	34.25	L										
J. P.	28	33.78	L										
S. T.	29	33.01	L							I			1
S. L.	30	32.25	L							I			
C. P.	31	32.06	L										1
S. C.	32	31.08	L							N			1
J. G.	33	29.07	L							N			1
J. L.	34	28.55	L										
J. B.	35	26.27	L							M			1
M. D.	36	25.80	B										1
J. M.	37	25.80	B							N			1
J. P.	38	24.58	B							N			1
J. A.	39	23.30	B										
J. B.	40	21.08	L							I			1
P. L.	41	19.05	B							N			
M. C.	42	19.03	B										
J. A.	43	17.58	B										
M. R.	44	16.83	L							I			1
P. S.	45	16.82	B							N			
M. C.	46	16.70	B							N			1
A. C.	47	15.75	B										

P. D.	48	14.03	1	N		H. de Per	74	6.78	B			
J. P.	49	13.83	B	N		G. B.	75	6.58	B			
E. C.	50	13.58	B	I		J. B.	76	6.55	B	N		
R. F.	51	13.00	T	N	1	R. G.	77	6.50	B	I		
D. D.	52	12.51	B			D. G.	78	6.58	B	consul	1	2
J. C.	53	12.28	B	I		P. B.	79	6.08	T	I		
S. C.	54	12.30	B	I		J. H.	80	6.01	B			
B. E.	55	11.80	B	I		J. D.	81	5.80	B			
J. D.	56	11.50	T			J. A.	82	5.78	B	I		
A. S.	57	11.02	B	N	2	B. C.	83	5.78	B			
J. L.	58	10.33	B	I		E. B.	84	5.31	B			
D. P.	59	10.30	B	I		J. L.	85	5.28	B			
J. I.	60	10.08	B	N		J. M.	86	5.36	T			
A. B.	61	10.03	B	N		J. L.	87	5.09	B			
M. G.	62	9.32	B	I		J. C.	88	4.58	T	I	1	
D. J.	63	9.28	B	I		A. A.	89	4.57	B	N		
J. M.	64	9.25	B	N		J. P.	90	4.31	B	N		
C. M.	65	9.08	B			S. P.	91	4.31	B	I		
J. B.	66	9.05	2	I		J. F.	92	4.28	B			
R. C.	67	8.58	B			J. M.	93	4.26	B	I		
P. G.	68	8.56	B	N		J. M.	94	4.26	B			
J. T.	69	8.55	B	N		J. M.	95	4.01	B			2
A. P.	70	8.28	B	I		R. T.	96	3.8	BT	N		
Sr. S. A.	71	8.33	3	I		J. C.	97	3.75	3	I		
P. L.	72	7.31	B	I		M. L.	98	3.59	B	N		
J. O.	73	7.00	B	N		C. J.	99	3.53	B			

R. C.	100	3.50	4	
J. M.	101	3.54	B	
J. C.	102	3.50	B	
R. B.	103	3.28	B	I
D. P.	104	3.28	B	N
J. B.	105	3.25	T	I
J. B.	106	3.08	B	
J. H.	107	3.07	B	N
A. A.	108	3.18	B	N
B. C.	109	3.00	5	
J. B.	110	2.83	B	
M. P.	111	2.34	B	
J. A.	112	2.03	B	
T. C.	113	2.03	T	
J. B.	114	2.02	B	
M. G.	115	2.00	B	
J. B.	116	1.80	B	N
J. G.	117	1.80	B	
D. J.	118	1.57	T	N
E. E.	119	1.55	BT	I
M. H.	120	1.50	B	
J. C.	121	1.37	B	N
J. G.	122	1.25	B	
J. L.	123	1.09	B	
J. M.	124	1.08	T	I
M. B.	125	1.06	B	

1

M. P. L.	126	1.03	B	
Sr. S.	127	1.00	6	
J. C.	128	1.00	B	
R. H.	129	1.00	7	
J. H.	130	0.87	B	
J. C.	131	0.58	B	
P. T.	132	0.57	B	
D. D.	133	0.55	B	
J. A.	134	0.62	B	N
J. M.	135	0.5	B	
M. B.	136	0.32	T	
M. B.	137	0.3	B	
J. D.	138	0.3	8	
J. M.	139	0.2	B	
B. R.	140	0.075	B	
J. C.	141	0.04	T	
J. D.	142	0.02	9	

I 欄 面積 単位はジュルノー 1767年の台帳による

II 欄 職業 小教区登録簿による

L: ラフルール B: プラン工 T: 織工
 1. 鍛冶屋 2. 外科医 3. 書記
 4. 服職人 5. 豚の番人 6. 司祭
 7. 役人 8. 鍛冶屋 9. パン
 10. 服職人

III 欄 1764年の集会への参加状況

白紙: 欠席
 N: 出席するが署名できない
 I: 出席し署名できる

IV 欄 consul になった回数
(a) 1750-1789 (b) 1632-1749

名前 1767年の台帳による
 出典 Anne Zink, *op. cit.*, Annexe N° 28より複製

は必ずしも富裕農であるとは限らないが、富裕農の影響下にあった。集会では、総代の決定につづいて地域の必要に応じ、共同地、畑、ぶどう圧搾器などの番人、タイユ税の割当役、収税役等が決められる。これらの職務は住民の熱意をあまり引かないので、くじ引で決められることがある²⁷⁾。

南部の農村共同体は、法的に都市と異ならない行政体をもっており、その制度的完成度はプロヴァンス地方において最も高いと言われるので、同地方を例にとって一つの完成形態を示すことができるだろう。以下ルールマランを例にとって行政体の階級構成を検討してみよう²⁸⁾。

ルールマランの住民は1500人である。表4、表5からわかる通り、アンシャン・レジーム末期までに著しく階層分解が進んでいる。領主を除いた平均土地所有面積は4 ha である。これは、G・ルフェーブルがフランドルのような先進地帯で自足可能の下限とした5 ha を下回る。

全体の人口の21.2%を占めるブルジョワと耕作農民が、村の土地の4分の3を所有し上層部を形成している。主席コンソルの職を占めた22人(1750—89)

27) 「……3人の割当役のうち、2人は強者の側から、1人は弱者の側から選ぶのが慣例である。真心と良心をこめて上記の課税金額の配分を行うためである。J. M と E. B に当たった。ラブルールである。……くじは J. A. 老人に当たった。マスブリエである。」P. de Saint-Jacob, *Documents*……(*op. cit.*), pp. 70-72, Arch. dep. Côte-d'Or, B2 1102/5. ここで興味深いのは弱者(経済的弱者)を配慮している点である。

28) ①ガスコーニュ、ピレネー地方

コンソルを共同体が自由に選んでいる所もあるが、ガスコーニュ地方の多くの共同体では、共同体の提出する候補者のリストから領主を選ぶ。そのリストの作成あるいは共同体が自由にコンソルを選ぶ場合の選出は集会で行われた。先任のコンソルが候補者名簿を作ることもある。

②ラングドック地方

地域によっては、執行機関である委員会の提出するリストからコンソルを選ぶことがある。共同体が自由にコンソルを選べる場合はその選出方法は様々だった。

③プロヴァンス地方

「コンソルしか行政官がない」と言われる程、共同体の自立性が高い。コンソルは執行権力を手中に取め、タイユ税をはじめ、諸課税の配分を行う。コンソルの選出は毎年行われるが、領主はそれを追認するのみである。

M. Bordas, *op. cit.*, chapitre 8.

29) T. Sheppard, *Lourmarin in the eighteenth century*, London, 1971, chap. 1. 以下、ルールマランに関していちいち参照ページを示さない。

のうち21人までがブルジョワであった。この22人の所有地評価額の平均は5353リーブルにのぼる。表4から考えて、一部の上層部がこの職を独占していたことがわかる。

一方、次席コンスルは職人層から選出されている。確認可能な18人中(1750—89)土地評価額が500リーブルを越える者は2人に過ぎず、その平均は325リーブルである。この階層の収入を表5より検討してみると、それは耕作農民の収入の6分の1強にすぎず、農業労働者をわずかに上回っているだけである。従ってルールマランの階級構成はブルジョワ・耕作農民からなる上層と、職人・農業労働者とその他の下層民とに大きく両極分解していることがわかる。表4により、土地所有の観点からも、同じ結論を引き出すことができる。したがって、次席コンスルの出自は、両極分解した下層の上部から選ばれていることが確認できる。

他方、主席コンスルの出自は両極分解した上層の上部を成すブルジョワであって、下部を構成する耕作農民は含まれていなかった。ここにルールマランの興味深い政治力学を読みとることができる。つまりコンスル2人は、それぞれ両極分解した各層の代表者であったわけである。あるいは農業関係者から主席コンスルを選んだとすれば、次席コンスルは非農業関係者の中で重要な職人層から選んだと見ることもできるだろう。いずれにしても、それは、両極分解による内部対立の契機を孕んでいたルールマランが、共同体という一つの閉じられた世界の中で、この危機を解決しなければならない時、緊張緩和の為に取り得た一つの方策だったのだ。

表 4

土地評価額 (リーブル)	数
0—100	109
101—200	52
201—300	40
301—400	36
401—500	19
501—600	12
601—700	14
701—800	8
801—900	4
901—1000	11
1001—2000	29
2001—3000	16
3001—4000	6
4001—5000	1
5001—6000	3
6001—7000	2
7000以上	3
総 計	365

Lourmarin の土地評価額
(1770)

出典 Sheppard, *op. cit.*,
p. 14.

表 5

職 業	数	純収入 の総計	平 均 純収入	人数の %	純収入 の%
旧 領 主	1	4,696	4,696	0.3	12.95
ブルジョワ	15	10,988	732	4.2	30.31
耕作農民	65	10,394	173	16.7	28.67
農業労働者	153	3,987	26	42.4	11.00
職 人	81	2,419	30	22.4	6.67
仲 買 人	4	1,066	266	1.1	2.94
時 計 職 人	1	619	619	0.3	1.71
商 人	5	411	82	1.4	1.13
測量技師兼教師	1	356	356	0.3	0.98
寡 婦	12	297	24	3.3	0.82
宿 屋	5	195	39	1.4	0.54
床 屋	3	346	115	0.8	0.95
旧 徴 税 係	1	24	24	0.3	0.07
共 同 地 係	1	22	22	0.3	0.06
羊 飼	2	3	2	0.6	0.02
司 祭	1	3	3	0.3	0.01
不 確 定	4	35	9	1.1	0.10
Lourmarin の外の居住者	10	400	40	2.8	1.10
	360	36,261	101	100.0	100.03

収入の単位はいずれもリーブル、ブルジョワは地代生活者、耕作農民は主に自作農、折半小作農は農業労働者か耕作農民に分類される(1791年の史料)
出典 T. Sheppard, *op. cit.*, p. 22.

コンスル職を占める階層を、今度はピレネー地方のアズレックスの場合で検討してみよう。表3より、41人中(1632—1789)ラブルールが27人(7割弱)を占めていることがわかる。土地を多く所有する富裕農民が共同体に支配的な力を及ぼしていることを確認できる。

以上から、コンスル職に就任するのは、その土地の有力者が多いことが確認できた。これは、農民層の両極分解を背景にして、行政組織が一部有力者の寡頭制支配に服していたことを証拠立てるものであろう。

とはいえ、ルールマランやアズレックスで、コンスル職が富裕民の独占では

なく、それほど富裕ではない職人やブラシエ層にまで開かれていたことも事実である。経済的格差に起因する富者と貧者の対立は、共同体という枠組を破壊する契機を孕んでいるのであるが、この矛盾を外部に転嫁するのは容易ではない。次に検討する財政活動において、団体 corps として、この矛盾が如何に処理されるかみることができるだろう。

3. 財政活動

ルールマランとアズレックスを中心に共同体の財政活動を検討する。もちろん、ここに取り上げた例はアンシャン・レジームの共同体の在り方を代表するものではないが、最も活発な自律活動を示したこれらの共同体を分析することによって、一つの理念型を提供し得るだろう。

ルールマランでは委員会が財政問題を担当した。表6で1775年の歳出を手掛りにその性格を検討してみよう。

国王、州、地区による課税が歳出全体の3分の2にのぼり、共同体会計を圧迫していた。タイユ税の場合は、共同体に課せられた総額が地籍簿に基づいて各成員に割当てられる。対人タイユ税の地域では、不公平が著しかったが、ルールマランでは地籍簿を正確にするため、1770年の改訂の際には、誰でもどんなに貧しくても希望すれば自分に関する記載事項を閲覧できるよう取り計られた。取税の任務は会計係が引き受けた。これは入札で最も報酬の申し出額の少ない者が一年交代で引き受ける請負制度になっている。この職務の請負はオート・プロヴァンス地方で一般に見られることである。会計係は毎年、会計報告を行い、会計監査係がこれを検査する。ルールマランでは1760年に会計係を請負制から俸給制に変更した。その俸給の平均は450リーブルで、表6からわかるように、移転税のような臨時出費を除き、第一位を占めている。共同体がこの職務を如何に重視していたかをうかがい知ることができる。

私生児の養育費が共同体会計に繰り込まれていたことは、私生児や捨て子が少なくなかった当時において、数少ない社会保障的な役割を共同体が引き受けて

表 6

国王, 州, 地区のための課税金	リーブル Livres	スー Sous	ドゥニユ Deniers
国王, 州に対する通常の税	4,632	0	0
2つの20分の1税及び第1の20分の1税 1リーブルあたり4スーの付加税	1,150	17	0
Taillon, fouage, subside, lates, inquants 税	236	16	0
非嫡子の養育費	14	15	6
非嫡子の養育費	170	10	0
プロバンスの2級道路の維持費用	150	0	0
地区への特別税	156	0	0
地区の会計係への支払い残金の支払い	459	0	0
小計	6,969	18	6
共同体のための課税金			
領主に支払った移転税 (demi-lods)	600	0	0
会計係の俸給	455	0	0
学校教師夫婦の給料	255	0	0
治安係の給料	250	0	0
コンスル及び秘書の経費	200	0	0
貧窮者に対して	40	0	0
触れ係に対して	34	0	0
時計塔の管理費	30	0	0
キリスト聖体の祝日のろうそく代	21	0	0
コンスル及び秘書の給料	27	0	0
産婆に対して	15	0	0
会計監査係の給料	9	0	0
警察官の給料	6	0	0
予期できない経費	204	0	0
小計	2,146	0	0
総計	9,115	18	6

T. Sheppard, *op. cit.*, p. 89.

いたことを物語っている³⁰⁾。教区内の道路の維持は共同体の委員会の管轄である。

30) R. Collier, "Essai sur le (Socialisme) communale en Haute-Provence", *Actes du 90^e congrès national des Sociétés savantes*, Nice, 1965, *Section d'Histoire moderne et contemporaine*, t. I, Paris, 1966, pp. 303-333.

域内公共事業、公共サービスは共同体に依存していた。ルールマランでは繊維製品の輸送を容易にするために橋を建設する計画を立てている。他の地方でも共通の性格を抽出できる。イール・ド・フランスでは公共設備の維持については共同体が責任を負い、修理費は共同体参計から支出されている³¹⁾。たとえばチェでは、1655年に給水場の修理に500リーブルを投じ、ヴィルジュイフでも道路建設に360リーブルが投じられた。ラングドック地方のゲヴォダンでも、アランの教区で家畜や荷車の通行のための道路を建設しているし、ロベールの教区では給水場を「共同体の負担と費用」で建設し、維持している。

共同体は初等教育をも担った。王令は初等学校の普及を勧告した(1698, 1724)。一般に、共同体は司祭の介入を排除して、学校教師を選任した。すなわち総代、集会、あるいはコンスルやその委員会が任命したのである。

学校教師の給料を支払うのも共同体である。ルールマランでは学校教師の給料が会計係の給料に次いで大きい。有能な教師を雇うために増額すらされている。それでも学校教師の給料は十分とは言えなかったので、一般に授業料で補われた。

共同体が保証する固定給の契約は、貧しい児童に対してのみ無償教育を行う規定を含んでいることがしばしばある³²⁾。ルールマランでは、学校教師との契約の中に、一定数の児童を無償教育することを盛り込んでいる。同様の契約は、イール・ド・フランスのボワスィにおいてもみられる。オート・プロヴァンス地方では多くの共同体で無償教育が行われていた³³⁾。

下層民の教育に否定的な18世紀の思潮の中にあって、共同体の示す教育への関心の高さ、平等な公教育への先駆形態にみえる教育政策の存在は特異に思われる。成員に対して共同体こそがその教育の責任を引き受けたのだ。ここに、共同体のもっていた公共的性格を確認することができる。

次に歳入を検討してみよう。ルールマランの場合、他のプロヴァンス地方の

31) J. Jacquart, *La crise*……(*op. cit.*), pp. 563-564.

32) J. Jacquart, *La crise*……(*op. cit.*), pp. 564-568.

33) R. Collier, *op. cit.*, p. 329.

共同体と同じく、主な歳入源は諸々の請負である。請負者は共同体の規制する価格で、成員に商品やサービスを提供する独占権を得る。請負は商品の供給や共同体の歳入源としての機能をもつが、それだけでなく、価格と品質の両面で消費者としての成員を保護する統制する統制経済の機能も持っていた。もし請負額が上がれば、請負は請負を希望する者にとって、より魅力的になるし、なおかつ歳出が不変ならば、財政が改善されるゆえに、会計の欠損を埋めるために共同体が成員に課す租税が減少することになる。したがって、これは人気のある政策だった。しかし、結局、請負額の上昇は住民に供給される種々の商品やサービスの価格に転嫁されてしまう。これは一種の間接税に他ならなかった。その上、対象となる商品は生活必需品だったから、いきおい大衆課税の様相を帯びることになる。

実態をもう少し詳しくみてみよう。パン屋の請負は、宿屋、居酒屋などの大口の消費者に自家製造を禁じて、パンの独占販売を認めるものである。そのかわり価格は規制される。その際エックスの相場が参照された。パンの請負は後に穀物税にかわって独占権を失ったが、それでも価格は規制され続けた。もし穀物価格が高騰してパン屋の経営が困難に陥った時は、富裕層がパン屋に助成金を付与することによって、価格を上げないで経営を維持したのである。ここにみられる物価安定策は、後に述べる扶助政策と共に、一種の社会政策を構成していた。

次に重要なのは薪の請負であり、1786年には725リーブルをもたらした。また、ぶどう酒の消費税は1765年に350リーブルをあげている。もう一つ忘れてならないのが肉屋の請負である。請負料で落札者を決めていたときは、販売価格は自由だった。因みに1680年には240リーブルで請負われている。しかし1689年以降、販売価格で入札が行われるようになった。消費者の保護策に方針を転換したわけだ。プロヴァンス地方にはこのような肉屋の請負の様々な変種が見られる³⁴⁾。ピレネー地方でも類似のシステムが観察される。同地方のランヌム

34) R. Collier, *op. cit.*, p. 321.

ザンでは、肉の供給は請負に委ねられ、そこからの収入は、共同体会計の支柱を成している³⁵⁾。同様に、同地方のブラジャンでも肉屋の請負からの収入は共同体の歳入に大きな位置を占めている³⁶⁾。共同体は肉の品質を保証するための検査係や度量衡の検査係を定めて、住民に商品の品質と公正を保証した。

ルールマランでは、以上の他に、豚の管理の請負や屋根瓦、およびれんが製造の請負などがあり、委員会がこれら製品の価格、種類を定め、その品質を保証した。これに類似した請負をプロヴァンス地方の多くの共同体で、観察することができる。

ここにみた請負は村人の生活を安定させることを目的とした経済政策である。つまりシェパードが指摘するように、村人に供給される様々な商品やサービスの価格を規制し監督することにより、生産を激しく変動させ、品質の保証もせず、高い価格を課してくる少数の大企業家から村人の生活を守るのだ。ルールマランを始め多くの共同体はこの経済体制を大革命まで維持した。

共同体の歳入源では、以上の他によく見られるものとして、共有財産の賃貸料、共同地の樹木の伐採などによる収入がある。ルールマランではこの比重は小さいが、表7のブルゴーニュ地方のシュージュやピレネー地方のアズレックス、ブラジャンでは大きい。共同体の会計はその大きさも内容も共同体ごとに大きく違い、一般化は困難であり、また北部は南部ほど会計が整備されていなかったと言われるものの、表6と表7を比較して理解されることは、内容の多様性にもかかわらず、共同体が成員の全生活に限なく関与していることであり、今日であれば国や地方公共団体が引き受ける業務を共同体が自主的に、自ら作り上げた制度で処理していたことである。それのみか、共同体は域内の必需品の物価安定策や域内産業保護策すら実施している³⁷⁾。あるいは当該地に必要な

35) G. Puyan, "Les recettes communantaires à Lannemezan en 1738", *Revue de Comminges*, t. 95, p. 383, 1983.

36) R. Molis, "La Communauté de Blajan sous l'Ancien Régime (XVII^e-XVIII^e siècle)", *Revue de Comminges*, t. 87.

37) 地元のぶどう酒産業を保護するため、外部からのぶどう酒の流入を禁じた所もある R. Collier, *op. cit.*, p. 315.

表 7

Cheuge (1785)	リーブル Livres	ソ Sols	ドゥニエ Deniers
収 入			
川の賃貸料	8	0	0
共同体所有の Noues 低地の草地からの 収入	111	0	0
Clande Gandit の支払った sens		40	0
ラント設定地の買却	94	10	0
鐘桜の鐘の古いロープの価格		4	0
計	215	14	0
支 出			
学校教師、牧童、番人の契約	16	5	0
民軍に応じた旅費	3	0	0
Saint-Sauver の司祭への支払	9	0	0
牛の購入費	48	0	0
議決の登記料と用紙代(4件)	3	5	6
司祭に	3	15	0
放牧費用	9	0	0
Reneve の訴訟費用	8	0	0
共有林の番人への支払	6	0	0
請願書作成		24	0
学校教師の給料	45		0
鐘のロープ代	4	0	0
ディジョンでの相談料	6	0	0
牛、豚の飼料飼育費	30	0	0
D. Maccaire への未払金	8	0	0
登記の旅費	5	8	0
L. Rigoizne の投獄	3	0	0
C. Robinet への支払	3	10	0
謝礼金書記、会計係に	3	5	0
計	218	12	6

出典 P. de Saint-Jacob, Documents……(op. cit.), pp. 80-83.

技術をもつ職人がいなければ、それを招聘し雇用したりした。

共同体は、社会保障に類似した制度を作って成員の生活の安定を保證するように努めた³⁸⁾。扶助は中世におけるような宗教的衣を次第に脱ぎ、共同体のイニシアチブで行われるようになっていったのである。

ルールマランの扶助の財源は、第一にパン屋と肉屋の請負の中にある。委員会は肉屋の請負条件の中に、貧民に一定量の肉を無料で供給することを盛り込んだ。経済状況が悪化し、扶助の必要な者が増加して、必要な肉の量が契約に示されている無料供給量を上回った時には、委員会の負担で、無料供給を続行させた。パン屋の契約の中に無料供給の規定はなかったが、委員会が負担することによって同様に無料供給を実施した。こうしたタイプの扶助策はプロヴァンス地方では、少なからず観察される。ここでは、パン、ぶどう酒、塩、油などの請負条件の中に社会的弱者への配慮が何らかの形で（例えば病人への無料給付）しばしば盛り込まれた。

衛生に関しては、地元で外科医がいない場合、共同体で雇用するか、定期的巡回するよう契約を結んだりした。その際、貧民は外科医あるいは内科医の治療費を免除された。こうした公衆衛生活動は、疫病発生時に頂点に達する。ルールマランの事例は共同体が如何に適切に降りかかる難問に対処していったかを教えてくれる³⁹⁾。

結 び

本稿で浮かび上がったアンジャン・レジームの農村共同体の像は、絶対王政の単なる末端機構に止まるものではないし、中間団体の一つとして片付けられ

38) イール・フランスでも、農村共同体が貧民や病人に公的扶助を与える責務と配慮を備えていた。いくつかの村は施療院をもち、共同体がこれを管理している。ジャックールはこれを村民連帯性の表れと解する。J. Jacquart, *La crise*……(*op. cit.*), p. 598. 因みにフランドル地方では村で慈善用の土地やテントをもっていた。G. Lefebvre, *Les paysans du Nord pendant la Révolution française*, 1924, Paris, p. 293.

39) 1720年マルセイユでの疫病の流行に際し、共同体は衛生局を作り、健康証明書を発行し、これをもたない者は、たとえ領主の命を受けた司祭ですら、門を閉ざして一步も入れなかった。

るものでもない。百年戦争以後、次第に姿を明確にしてくる農村共同体の機能は政治・社会の全領域に関係する。共同体が、地域による程度の差はあるものの、自らを管理運営する代表組織をもち、成員の生活を守る一種の社会政策を実施していた。それらは、今日ならば国や地方公共団体が受け持つような業務である。つまり、これら公的機関の役割を共同体が担っていたということは、住民にとって、王権が次第に公権力を名乗っていたとはいえ、共同体こそが公共圏に属する最大の存在だったことを示している。このことは歴史的には、荘園の解体に伴い、実質的な農民的土地所有が成立して、農民の私的生活圏が領主権の枠の中から分離し、領主権の公的性格をも同時に奪っていく中で生じたものだ。その特徴は、社会・政治・経済の各圏が重層的に一体化した構造をもっていることにある。つまり、誕生から死までのライフサイクル全般にわたる生存の場という意味で社会的空間であり、集会と代表組織をもち公共サービスを行っているという点で公共的政治空間なのであり、輪作に基づく農耕、手工業生産が共同体単位で行われているという点で経済活動の場なのだ。市民社会になればこれらの三圏は、ずれ、一段と多層化して複雑にからみあうことになる。もはや三圏の一体性は崩れるだろう。

フランス史学界は、この三圏の一体性に基づく共同体の内部結合性を、*sociabilité* 社会性、*soliclarité* 連帯性などと呼び、その崩壊を個人主義の侵透と解釈してきた。だが事態は、そうした概念でのみ把握しきれものではないだろう。共同体は、公共業務を担い、住民の全社会生活を律し、経済活動を掌握していた。この三圏の一体化した構造こそ注目しなければならない。初めに指摘したコミューヌの安定性は、その根拠をここにこそ求めることができよう。